



平成 22 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 萩 原 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 萩 原 邦 章
(コード番号：7856 東証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 事 業 支 援 部 門 長 浅 野 和 志
(TEL. 086-440-0860)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 27 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、創業以来、ポリエチレン・ポリプロピレンを主原料とした合成樹脂繊維のフラットヤーン製品の数多くを開発し世に送り出し、フラットヤーン製品の開発に関わる独創的な機械開発と生産システムで業界をリードしてまいりました。当社はフラットヤーン・パイオニア企業として、常に活性しつづける次世代フラットヤーン製品と関連機械で、新しい顧客価値と市場の創造に努めています。また、フラットヤーン製品以外の他の素材と組み合わせる付加価値を上げる中間素材の開発にも取り組んでおります。

平成 18 年 6 月に平成 20 年 10 月期を最終年度とする中期経営計画を発表し、目標達成に向け実行してまいりましたが、この間、未曾有な原油価格高騰に伴う合成樹脂原料価格の相次ぐ値上げ、世界規模の金融危機による景気の低迷等、非常に厳しい経営環境を強いられました。こうした外部環境の急激な変化に対応させ、当社グループが持続的な成長を果たしていくために、平成 24 年 10 月期を最終年度とする新中期経営計画（V-50）を策定しました。同計画の達成に向けて、「生産革新の遂行」、「品質管理システム強化」、「開発製品拡大と戦略製品海外市場拡大」を図るとともに、「連結キャッシュ・フロー経営」、「組織活性化へ目的別人材育成」を重点方針として各種施策に取り組んでおります。

今般の公募増資は、これらの取り組みの一環として、差異化による既存製品の代替や用途開発による新規市場開発により、今後の成長が期待されるコンクリート補強繊維（バルチップ）の品質向上と増産及び製品品質の安定のための設備投資資金を確保するものであり、当社グループの一層の業容拡大並びに企業価値向上に資するものと考えております。また、公募増資と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善や株式流動性の向上を図るとともに、株主数の増加を通じてコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

ご 注 意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 500,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成22年10月5日(火)から平成22年10月7日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年10月13日(水)から平成22年10月15日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 萩原邦章に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 萩原株式会社 100,000株
日本ポリケム株式会社 100,000株
日本ポリエチレン株式会社 100,000株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 萩原邦章に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 100,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 萩原邦章に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 22 年 10 月 25 日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成 22 年 10 月 26 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 萩原邦章に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。また、前期各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成22年9月27日（月）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成22年10月26日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年10月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	6,000,000株	(平成22年9月27日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	500,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	6,500,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	100,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	6,600,000株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 435,180,000 円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 87,036,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 522,216,000 円について、全額を平成 23 年 10 月期中に、合成樹脂加工製品事業における原糸（コンクリート補強用繊維）製造事業へ投資予定であります。具体的には水島事業所の製造設備の増設、同新規生産システム装置の導入、工場内環境整備及び里庄事業所の工場内環境整備に充当する予定です。

また、前記二事業所以外については、従来からの設備投資計画の一部見直しによる延期及び変更等により、投資予定額及び完了予定日等が変更となっております。

なお、平成 22 年 9 月 27 日現在の設備計画の内容につきましては、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
				投資総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	水島事業所 (岡山県倉敷市)	合成樹脂加工製品事業	合成樹脂関連製造設備合理化改良工事	1,355,989	43,313	増資資金、自己資金及び借入金	平成 18 年 10 月	平成 23 年 8 月
	本社エンジニアリング工場 (岡山県倉敷市)	機械製品事業	機械設計設備新設・合理化工事	125,500	—	自己資金及び借入金	平成 21 年 11 月	平成 23 年 7 月
	里庄事業所 (岡山県浅口郡里庄町)	合成樹脂加工製品事業	合成樹脂関連製造設備合理化改良工事	243,425	3,330	増資資金、自己資金及び借入金	平成 21 年 11 月	平成 23 年 9 月
ハギハラ・ウエストジャワ・インダストリーズ社 (インドネシア共和国西ジャワ州)	合成樹脂加工製品事業	合成樹脂関連製造設備合理化改良工事	45,734	—	自己資金及び借入金	平成 21 年 10 月	平成 23 年 9 月	
日本ファブワールド株式会社 (岡山県笠岡市)	合成樹脂加工製品事業	合成樹脂関連製造設備合理化改良工事	36,000	—	自己資金及び借入金	平成 21 年 10 月	平成 23 年 9 月	

- (注) 1. 今後の所要資金については、本件増資資金、自己資金及び借入金で賄う予定であります。
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、当社グループの業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分に関する基本的な考え方は、収益状況に対応した上で、株主還元の充実を図り、業績の推移及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、中間配当及び期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、第 46 期事業年度より中間配当を実施しております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

企業体質の強化及び業容の拡大に備えて内部留保を充実することも目標としております。この内部留保につきましては、業界内部における競争激化に対処し、コスト競争力を高めるための設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年10月期	平成20年10月期	平成21年10月期
1株当たり当期純利益(連結)	140.13円	174.95円	99.38円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	30.00円 (1円)	35.00円 (12.50円)	25.00円 (12.50円)
実績配当性向(連結)	21.4%	20.0%	25.2%
自己資本当期純利益率(連結)	10.7%	12.3%	6.6%
純資産配当率(連結)	2.3%	2.5%	1.7%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

2. 純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年10月期	平成20年10月期	平成21年10月期	平成22年10月期
始値	1,100円	1,265円	747円	750円
高値	1,570円	1,265円	906円	1,130円
安値	1,065円	728円	615円	729円
終値	1,221円	739円	780円	979円
株価収益率	8.7倍	4.2倍	7.8倍	—

(注) 1. 平成22年10月期の株価については、平成22年9月22日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である萩原株式会社、日本ポリケム株式会社及び日本ポリエチレン株式会社並びに当社株主である萩原邦章は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。